

公立大学法人鳥取環境大学定款の概要

1 総則（第1条―第8条）

（1）目的

未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においたローカルな視点を保ちながら、これからの日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行う。

（2）名称

公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）

（3）設立団体

鳥取県及び鳥取市

（4）法人の責務

法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民（以下「県民等」という。）に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

（5）事務所の所在地

鳥取市

（6）法人の種別

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人

2 役員（第9条―第13条）

（1）定数

理事長1人、副理事長1人、理事4人以内、監事2人以内

（2）職務

理事長	法人を代表し、その業務を総理
副理事長	理事長を補佐して法人の業務を掌理
理事	理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理
監事	法人の業務を監査し、必要があると認めるときは、理事長、知事又は鳥取市長に意見提出

（3）任命

理事長	法人の申出（※）に基づき、県知事及び鳥取市長が協議の上行う 理事長は大学の学長となるものとする ※法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される学長選考会議の選考による。
副理事長及び理事	理事長が行う
監事	知事及び鳥取市長が協議の上行う

（4）任期

理事長	2～6年の範囲内で、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める、再任可 ※ただし、最初の理事長任期は2年とする。
副理事長及び理事	6年を超えない範囲内で法人の規程で定める、再任可
監事	2年、再任可

3 審議機関

(1) 経営審議機関（第14条―第18条）

- ①法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
- ②経営審議会は、委員10人以内で組織する。
- ③委員は、次のとおりとする。
 - ・理事長
 - ・副理事長
 - ・理事長が指名する理事又は職員
 - ・学外委員
- ④学外の幅広い意見を反映させるため、委員の総数の2分の1以上を学外委員とする。

(2) 教育研究審議機関（第19条―第23条）

- ①大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
- ②教育研究審議会は、委員15人以内で組織する。
- ③委員は、次のとおりとする。
 - ・学長となる理事長
 - ・副学長
 - ・学長が指名する理事又は職員
 - ・学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
 - ・学外委員
- ④学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の5人程度を学外委員とする。

(3) 審議機関の審議事項等

経営審議会	教育研究審議会
①中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの	①中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの	②中期計画及び年度計画に関する事項（定数その他の法人の経営に関するものを除く。）
③学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項	③学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項	④教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（法人の経営に関するものを除く。）
⑤人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの	⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項
⑥組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項	⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
⑦その他法人の経営に関する重要事項	⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
	⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
	⑨その他大学の教育研究に関する重要事項

4 業務の範囲及びその執行（第24条―第25条）

(1) 業務の範囲

- ・大学を設置、運営

- ・ 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助
- ・ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動
- ・ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供
- ・ 大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進 等

(2) 業務の執行方法

業務の執行に関し必要な事項は、定款のほか、業務方法書の定めるところによる。

5 資本金等（第26条―第27条）

(1) 資本金

県及び鳥取市が出資する資産（土地及び建物）について、法人設立の日現在における時価を基準として県及び鳥取市が評価した価額の合計額

(2) 残余財産

法人が解散した場合、債務を弁済してなお残余財産がある場合、その残余財産は県及び鳥取市に帰属

6 その他

(1) 施行

定款は、法人設立の日から施行